

起 案

保存期間	5年	閲覧区分	室/課内		
収受日		分類名	森林林業-森林整備-林地開発		
起案日	平成20年 7月 8日		熱海市伊豆山地内にかかる林地開発行為について [REDACTED]		
決裁日	平成 年 月 日	文書番号	東農治第 87 号		
施行日	平成 年 月 日	起案者	東部農林事務所治山課		
処理期限	平成 年 月 日		治山課林地保全係		
発信元文書番号			[REDACTED]		
公印	要		(電話: 055-920-2173)		
発信者	知事 (案-1-1) 所長 (案-1-2、2、3)				
受信者	[REDACTED] (案-1-1、1-2) 熱海市長 (案-2) 建設部長 (案-3)				
件名	林地開発行為の許可について [REDACTED]				
決裁	[REDACTED]				
合議					
					[REDACTED]
公印承認					
起案理由: 別紙のとおり					

起案理由

下記のとおり林地開発許可申請書が提出されたため内容を審査したところ、「静岡県林地開発審査基準」に適合していると認められる為、「森林法第10条の2第6項」に基づき熱海市長あて意見の聴取、また「静岡県林地開発許可事務取扱要領」に基づき、静岡県森林審議会あて諮問した。その結果、熱海市長からは別添意見書のとおり意見があり、審議会からは適当と答申があった。このため「森林法第10条の2第2項」に基づき許可します。

なお、案-1-1、1-2により[]あて、案-2により熱海市長あて通知し、案-3により建設部長あて報告します。

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1 申請者 | [] |
| 2 開発行為に係る
森林の所在場所 | 熱海市伊豆山字嶽ヶ [] 外1筆 |
| 3 開発行為に係る
森林の面積 | 1. 9384ha |
| 4 開発の目的 | 住宅団地の造成 |
| 5 処 理 案 | 案-1-1: []への許可通知(案)
案-1-2: []への通知文(案)
案-2: 熱海市長への許可通知の写し(案)
案-3: 建設部長への報告(案) |



東農治第 87 号
平成 20 年 6 月 日



静岡県知事 石川 嘉延



林地開発行為について (許可)

平成 20 年 5 月 30 日付けで申請のあった開発行為については、森林法 (昭和 26 年法律 249 号) 第 10 条の 2 の規定に基づき下記により許可します。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------------------------|
| 1 | 開発行為にかかる森林の所在場所 | 熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] 外 1 筆 |
| 2 | 開発行為にかかる森林の面積 | 1. 9384ha |
| 3 | 開発行為の目的 | 住宅団地の造成 |
| 4 | 許可の条件 | 別記林地開発許可条件による |
| 5 | 教示 | |

(1) 異議申立て

この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、静岡県知事に対してすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、静岡県を被告 (訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。(処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過するとできなくなります。) なお、上記 (1) の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記 (1) に変えて、処分の通知を受けた日から 60 日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和 25 年法律第 292 号) 第 25 条第 1 項の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第 50 条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

担当 東部農林事務所 治山課

電話 055-920-2173



(別記)

林地開発許可条件

- 1 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- 2 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 3 防災工事を先行し、施行区域外へ土砂が流出しないよう十分配慮して工事を実施すること。
- 4 開発行為の途中において災害等が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- 5 県の職員が、開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 事業の着手・完了・変更・中止・廃止・地位の承継・進ちよく状況報告等に際しては、森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号）に基づく手続きを行うこと。
- 7 残置森林等の維持管理を適切に行うこと。



-1-2

東農治第

平成20年6月 日

7



静岡県東部農林事務所長

林地開発行為の許可について（通知）

このことについて、別紙のとおり許可したので送付します。

なお、事業を実施するにあたり、近隣町内会や自治会等と継続的な協議や融和が図られるよう最大限の努力を払うよう努めてください。

担当 東部農林事務所 治山課

電話 055-920-2173



東農治第 87 号
平成 20 年 6 月 7 日

熱海市長 様

静岡県東部農林事務所長



林地開発行為の許可について (通知)

平成 20 年 6 月 5 日付け熱観産第 34 号で意見のあった熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] 外 1 筆 地内における [REDACTED] の林地開発許可申請については、別紙 (写) のとおり許可したので通知します。

担当 治山課 林地保全係

電話 055-920-2173



東農治第 87 号

平成 20 年 6 月 日

建設部長 様

東部農林事務所長

林地開発行為の許可について (報告)

平成 20 年 5 月 30 日付けで申請のあった熱海市伊豆山字嶽ヶ地内における林地開発許可申請については、別紙 (写) のとおり許可したので報告します。

担当 治山課林地保全係

電話 055-920-2173

林地開発調書

整理番号	2-2				
申請者	[REDACTED]				
開発行為の目的	住宅団地の造成				
開発行為に係る事業又は施設の名称	-				
所在場所	熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] 外1筆				
森林計画区名	伊豆森林計画区				
開発面積	事業区域面積	2.1066		ha	
	事業区域内の森林面積	2.0702		ha	
	形質変更の森林面積	1.9384		ha	
用途別内訳面積	開発後の用途	面積			百分率
		5条森林	5条森林以外	計	
	残置森林	0.1318	-	0.1318	6.26
	造成緑地	0.4477	-	0.4477	21.25
	公園・緑地	0.3590	-	0.3590	17.04
	宅地・道路	1.0741	-	1.0741	50.99
	防災施設	0.0576	0.0364	0.0940	4.46
計	2.0702	0.0364	2.1066	100.00	
工事計画期間	着工 許可の日から 完成 20年10月23日 まで				
所要経費	用地費	[REDACTED]			
	工事費	[REDACTED]			
	本工事費	[REDACTED]			
	防災工事費	[REDACTED]			
	その他	[REDACTED]			
計	[REDACTED]				
森林の現況	地質	土質	傾斜	標高	
	風化安山岩	礫混り粘性土	22.5°/1~45°	450m/430~490m	
	樹種	林齢	生育状況	降水量	
クヌギ、コナラほか	30~45年	中	1,890mm		
生息動物 風致その他	特記すべき種はない。				
周辺地域の 施設の状況	計画地西側に隣接して新規宅地分譲地がある。その他は森林と接している。300m下流に既存住宅地及び公営住宅がある。				
水源かん養機能に直接 依存する水需要の状況	計画地に水源を依存する区域はない。				
開発行為が周辺地域の 環境へ及ぼす影響	周囲に残置森林、造成緑地を配置しており、大きな影響はない。				
特定林分指定状況等	-				
他の法令等との関連	都市計画法、宅地造成規制法、風致地区条例、熱海市まちづくり条例 (許可済み)				

林地開発に対する関係者の意見	熱海市長 H20.6.5回答(異議なし) 利害関係者：熱海市まちづくり条例に基づき地元2町内会を対象に説明会を開催し、基本的同意を得ている。森林区域に係る当該D工区の計画についても町内会へ説明している。
土地所有者等の同意状況	土地所有者及び権利者の同意済
その他	1 下流河川の流下能力 30年確率雨量で流下できるため、下流河川の改修、調整池の設置は必要ない。 2 防災施設 仮設沈砂池を設置する。 3 緑化 計画地周辺に残置森林、造成緑地を配置する計画である。
調査者職氏名	静岡県職員 [REDACTED]
調査年月日	平成20年5月 日

審査項目 (住宅団地の造成)

区 分	基 準 値	計 画 値	結 果	備 考		
災 害 の 防 止	切 土	法面勾配	土質・高さに応じた勾配 (軟岩: 60度)	礫混り粘性土 33°	適	
		切土量		28,900m ³		
		最大高さ	原則として15m以下	33m		
		小段幅	10mを超える場合は、5~10m毎に幅1~2mの小段を設置	1.5m		
		小段間の高さ	設置	5.0m		
		崩壊防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	U-180, U-240 設置		
	盛 土	擁壁の設置	区域外に面する法面や、人家・学校等に近接する法面は擁壁を設置	なし	適	
		法面勾配	30° (1:1.8) 以下	30° (1:1.8)		
		盛土量		27,800m ³		
		最大高さ	原則15m以下 15m以上となる場合は所定の安全率 (常時1.5, 地震時1.2) を確保すると共に、盛土高15m毎に独立したアース堰堤となるように設置	11m		
		小段の設置	5m毎に1~2mの小段設置	5m毎に1.5m		
	擁 壁	崩落防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置	U-600 設置	適	
		L型	安定計算上安定すること	—		
		逆T型	常時 1.5 以上	—		
		重力式	地震時1.2以上 (H=8.0m以上・重要度の高い擁壁)	—		
	砂 防 施 設	ブロック積	土木部ブロック積 (石積) 擁壁構造基準による	H=5.0m	適	
		砂防施設	1ha当たり年間200~400m ³ の土砂を貯留できるもの	—		
		仮設沈砂池	必要容量 51.76m ³	57.5m ³		
		沈砂池	(完成後1.5m ³ /ha (都市計画法) - 必要容量3.15m ³)	4.5m ³		
河川改修		下流河川に1/1の流下能力がない場合	不要			
残土処理方法		搬出先を明記し許認可 (写) を添付すること	敷地内処分			
調整池の基数						
水 害 の 防 止	堤 体 の 構 造	原則コンクリート (掘込式可)	—	適	本開発区域の流末は鳴沢川に接続する。鳴沢川は改修済みであり所定の断面を有している。	
		コンクリートの場合の安全率 常時 1.5 以上 地震時 1.2 以上				
	堤体の高さ	原則として15m未満 (築造式)	—			
	堤頂厚	掘込式 4m以上	—			
	上流法勾配	掘込式の場合 1:2.0 以上	—			
	下流法勾配	コンクリートの場合安定計算による	—			
	調整容量	必要容量 m ³	—			
	許容放流量	Rc=15mm/hを下回らないこと	—			
	オリフィス	m以下	—			
	放流管	流水断面積は管路断面積の3/4以下 mm以上	—			
余水吐の構造	100年確率降雨流量の1.5倍以上 m ³	—				
水 資 源 の 確 保	*水量の確保	著しい支障が無いこと 必要がある時は、貯水池または導水路の設置その他の措置をすること	計画地に水源を依存する区域はない	適		
	*濁水の流入による水質悪化が無いこと	土砂の流出による水質の悪化を防止すること	工事中は仮設沈砂池を2基設置する。 (完了後は常設1基設置)			

環境 の 保 全	森 林 率	<p>森林率（緑地を含む）は20%以上。</p> <p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p> <p>切土・盛土法面は、適切に緑化 残置・造成森林・緑地は、適正に維持管理</p>	27.99%	適	
	周 圍 林 帯		周辺部に残置森林及び緑地を配置		
	残 置 森 林 面 積		1317.94 m ²		
	造 成 森 林 面 積		—		
	造 成 緑 地 面 積		4476.73 m ²		
	緑 化 計 画		緑地については周辺の樹種にあった樹木の種子を混合し吹付を行う		
そ の 他	残置する森林等の管理に関する誓約書を提出している				

許可申請時の受付確認表

項目	記載内容Ⅰ	記載内容Ⅱ	有・無	
立地調査	立地調査の結果		有 無	
計画書	1) 関係市町村長との協議結果又は市町村土地利用要綱等の承認書の写し		有 無	
	2) 森林現況取りまとめ表及び附表		有 無	
	3) 開発区域内の土地の明細表		有 無	
	4) 森林計画図(写)		有 無	
	5) 関係法令の規制状況及び該当事項に対する対応		有 無	
	6) 事業計画書	①事業の概要		有 無
		②計画地の現況		有 無
		③計画地の水に関する影響		有 無
		④土地利用規制現況等		有 無
		⑤土地利用計画		有 無
		⑥資金計画		有 無
		⑦土工計画		有 無
		⑧施設完成後の運営利用計画		有 無
		⑨防災施設及び残置森林等の管理計画		有 無
		⑩その他参考となる事項		有 無
	7) 工程表		有 無	
	8) 緑化計画書		有 無	
	9) 残置又は造成する森林等の場所、面積、植栽樹種、植栽本数及び維持管理方法等	①誓約書又は協定書	有 無	
	10) 排水計画書		有 無	
	11) 排水施設計算書		有 無	
	12) 水利権者との協定書又は同意書		有 無	
13) 擁壁及び切土、盛土等安定計算書		有 無		
14) 土工計算書		有 無		
15) 他法令の許認可又は申請書の写し	土法 宅法 国土法 林法	有 無		
16) 法人の登記簿謄本及び定款又は代表者の氏名並びに規約その他組織及び運営に関する定めを記載した書類		有 無		
17) 営業報告書及び決算報告書		有 無		
18) 残高証明書、融資証明等		有 無		
19) 土地の権利者の同意書又は契約書		有 無		
20) 区域外に利害関係者がある場合においては当該利害関係者の同意書		有 無		
21) 開発しようとする土地の登記簿謄本		有 無		

(別表2)

図面の種類	主な明示すべき事項	作成要領等	有・無
位置図	①開発行為に係る森林の位置	図面は国土地理院の地形図を使用し、区域は赤線で囲む	有 無
区域図	①開発区域 ②森林の土地の区域 ③県界、市町村界及び町又は字の界 ④開発区域に係る土地の地番及び形状	本表に規定する森林計画図、公図写及び森林現況取りまとめ図をもって区域図に代えることができる	有 無
森林現況取りまとめ図	①開発区域 ②開発行為に係る森林の区域 ③残置する森林の区域 ④その他の区域	②の森林区域は地域森林計画図による	有 無
森林計画図	①開発区域 ②5条森林の区域 ③その他の区域	開発区域を赤線で囲む 5条森林区域は緑色で、それ以外は黄色で着色する	有 無
公図写	①開発区域 ②5条森林の区域 ③残置する森林の区域	①は赤線、②は緑線で囲む	有 無
土地利用計画平面図	①地形、地物、標高 ②開発区域 ③施設又は工作物等の位置及び内容 ④行政界 ⑤切土、盛土の勾配	捨土の処理箇所についても明示する	有 無
造成計画平面図	①開発区域 ②切土、盛土区分 ③かげ、法面、擁壁等の位置 ④縦横断面の位置	切土部分は黄色、盛土は赤色で着色する	有 無
縦横断面図	①測点 ②現況地盤線、計画地盤線及び勾配 ③切土又は盛土高 ④擁壁及び法面保護工等の施設 ⑤森林区域	切土部分は黄色、盛土は赤色で着色する	有 無
流域系統図	①河川の位置 ②流下能力検討断面の位置 ③集水区域	②の写真を添付する	有 無
排水系統図	①集水区域 ②直接放流区域 ③排水施設の位置、構造 ④吐出口位置、放流河川、水路名 ⑤防災施設の位置		有 無

図面の種類	主な明示すべき事項	作成要領等	有・無
緑化計画 平面図	①残置森林、造成森林等の位置 ②植栽定規図	②は任意の縮尺とする	図 図
防災施設 構造図	①正面図、平面図、側面図、断面 図、配 筋図 ②構造各部の仕上り寸法 ③材料の種類及び寸法 ④基礎工の材料及び寸法 ⑤調整池の水位及び容量	調整池、沈砂池、砂防施 設、擁壁及び仮設防災施 設について作成する	図 図
道路計画 図	①縦横断面図 ②標準横断面図		図 図
その他の 図面	必要に応じて次の図面を添付する ①跡地利用計画図 ②現況植生図 針葉樹、広葉樹、草木、農地、 その他 に区分し樹木については樹種毎 に区 分する ③求積図 ④捨土計画に関する図面 計画平面図、縦横断面図、防災 施設構 造図	① 土石の採掘、廃棄物の 最終処分場等の場合に 添付する なお、緑化計画平面図と まとめて1枚としてもよ い ③は開発区域、開発行為 に係る森林の区域及び残 置する森林の区域につい て作成する	図 図
現況写真	①区域の全域（空中写真が望まし い） ②主な構造物の設置箇所	①事業区域を線で囲む	図 図